

随意契約に係る規則等の改正について
(令和 7 年 6 月 1 日施行)

令和 7 年 4 月 1 日施行の地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。)の一部改正により少額随意契約の基準額が改正されたことに伴い、契約規則で定める随意契約の基準額、1 人の見積書で足りるものとする一者随意契約の上限額等について、令和 7 年 6 月 1 日付けで改正します。同日以降の入札・契約については、改正後の基準額等に基づき発注することとします。

【改正内容】

1 随意契約によりことができる額について(契約規則第 2 6 条)

随意契約(見積合わせ)によりことができる額を政令と同額に改正します。

契約の種類	現 行	令和 7 年 6 月 1 日以降
1 号 工事又は製造の請負	2 5 0 万円	4 0 0 万円
2 号 財産の買入れ	1 6 0 万円	3 0 0 万円
3 号 物件の借入れ	8 0 万円	1 5 0 万円
4 号 財産の売り払い	5 0 万円	1 0 0 万円
5 号 物件の貸付け	3 0 万円	5 0 万円
6 号 前各号に掲げるもの以外のもの	1 0 0 万円	2 0 0 万円

2 契約書の作成を省略できる額について(契約規則第 3 1 条第 1 項第 1 号)

随意契約によりことができる額の改正に伴い、契約書の作成を省略できる額を改正します。

契約の種類	現 行	令和 7 年 6 月 1 日以降
1 号 工事又は製造の請負	1 0 0 万円	2 0 0 万円
2 号 財産の買入れ	1 0 0 万円	2 0 0 万円
3 号 物件の借入れ	8 0 万円	1 5 0 万円
4 号 財産の売り払い	5 0 万円	1 0 0 万円
5 号 物件の貸付け	3 0 万円	5 0 万円
6 号 前各号に掲げるもの以外のもの	1 0 0 万円	2 0 0 万円

※ 契約規則第 3 4 条第 6 号の契約保証金の納付が免除できる金額の上限額についても、同額に引上げとなります。

3 その他の見直し(主なもの)

(1) 1 人の見積書の徴取で足りるものとする額について

予定価格が 2 0 万円以下の契約については、1 人の見積書の徴取で足りるものとします(現行は予定価格 1 0 万円以下)。

(2) 請書の省略ができる額について

予定価格が 2 0 万円以下(施設の修繕は 5 0 万円以下)の契約については、請書の省略ができることとします(現行は予定価格 1 0 万円以下(施設の修繕は 3 0 万円以下))。

(3) 各課調達物品の支出予定価格について

支出予定価格が 1 件 2 0 万円以下の物品購入契約については、事業担当課の発注案件とします(現行は支出予定価格が 1 件 1 0 万円以下)。